

職業分類改定研究会（第4回） 議事概要

1 日 時 令和6年7月19日（金）13:30～16:30

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（web開催併用）

3 出席者

（学識経験者）川崎座長、小松構成員、萩原構成員、藤原構成員、會田研究協力者

（関係府省等）総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、独立
行政法人統計センター

（事務局）総務省政策統括官（統計制度担当）

4 議 題

（1）IPAにおけるデジタル人材の考え方

（2）見直しに向けた研究課題等の洗い出し

・大分類C事務従事者

・大分類D販売従事者

・大分類I輸送・機械運転従事者

（3）その他

5 概 要

（1）IPAにおけるデジタル人材の考え方

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）から、IPAにおけるデジタル人材の考え方について説明を行った後に質疑応答が行われた。主な内容は、以下のとおりである。

- DXを推進する人材の量について、アメリカ企業ではやや過剰であるという回答もあるとのことだが、その背景事情はどのようなものか。
- アメリカの場合には日本と比べると労働市場の流動性が高いところがあるので、人材を確保出来ている競争力のある企業であれば、一部過剰となっている部分もあるのではないと思われる。
- ITパスポート試験の応募者・受験者が増えている。特に非IT企業で急速に増えているとのことだが、こういった企業に所属しながら、この試験を受けている人が職場内でどんな仕事を担っているか、わかる範囲で教えてもらいたい。
- 企業へのインタビュー等を踏まえての感触では、技術者ではないが実はIT・デジ

タルやD Xに関する業務に興味があったという人たちであるとか、会社全体でI Tスキル・デジタルリテラシーを高めていこうという方針を立てているところもある。そういった空気の中で、元々I Tスキルはなかったけれども受けてみようという人が増えてきていると考えている。

- デジタルに関する知識は、全ての人材に求められるが、スキルという位置づけで見ると、職業名で把握することは難しいということが理解できた。

一方で職業を把握していく作業に戻ったときに、御説明の中で御紹介頂いたいくつかの新たな職業を把握できれば、将来のI Tエンジニアを捉えに行く際に、有効であるというように考えても良いのだろうか。

- 今回職業分類改定作業のお話を聞いた際に、スキルという切り口から把握していくのは非常に難しいと感じたところがあった。ではどうすべきかを考えたときに、デジタルスキル標準の人材類型をベースに考えるのは1つのアプローチとして良いのではないかと考えている。

- デジタルスキル標準をベースとして検討する場合の課題として、「既存の職業を横断して担うような役割をどう定義するか」を挙げておられるが、アメリカでは分野ごとにそのデータ解析を行うような新しい職業が出てきている。日本でも、分野ごとに新たにデータ活用を行うような職業（仕事）が出てきているといったことはあるか。

- データ活用を進めている企業ではそういった事例は多いように思う。ただ、人材のあり方はいわゆる専門的なデータサイエンティストではなく、職業と呼べるのかという難しい面があるかもしれないが、自分たちの持っているデータをもっと活用できるようになりましょうという形の企業も多い。データ解析のために誰かを雇うというよりも自組織のデータに関する業務知識を持っている人が、そのデータを活用できるようになりましょうという考え方も多い。

- I Tパスポート試験について、官公庁や地方公共団体でどのように取り入れられているのか。地方公共団体はビッグデータを持っているところでもあるので、D S Sの仕組み取りを入れていく立場にあるのかと考えている。非企業においてこういった状況にあるのか教えてほしい。

- 非企業でも、少なくともデジタルスキルの必要性が認識されているところは多いように思う。例えば東京都など生成A IをきっかけにD X・デジタル化に向けて多くの取組がなされているところもあると思う。特にA Iに対する取組は民間企業に近いと

ころがあり、A I を使いこなせないと民間であれ公共部門であれ、遅れていってしまうという危機感が広がりつつあると思う。

- デジタル分野の職業に関わらず、さまざまな方がスキルを持つようになってきているので、スキルだけで職業を判別するのは難しいとのことだが、スキルとスキルを組み合わせることで職種が形成されることも多いと思われる。どのスキルが結びついたら職種として特化していきやすいという傾向はあるだろうか。例えば、サイバーセキュリティのスキルを持つ人は他の IT 系のスキルと結びつきやすく、システム系の仕事に特化していく傾向があるのではないか。他方、他の分野の IT スキルであれば情報以外のスキルや職務と組み合わさって他の職種となる、いわばスキル複合型といったことが起こらないだろうかと思像するのだが、どう思われるか。
- 例えばサイバーセキュリティは、専門的知識が必要となる分野の仕事なので、そういった分野でのスキルと職業の結びつきはイメージしやすいように思う。ただ、それほど大きくない企業に勤めているのであれば、他のエンジニアとの兼業のケースはよくあり、またサイバーセキュリティの中でもサイバーセキュリティマネージャーというロールはビジネス・サービスを構築していくなかで、セキュリティ部分をどのように設計していくか、技術的部分だけでなく全体の構成としてどのように位置づけていくのかといったことを考える役割なので、切り方によっては他の分野の職業や役割でも複合する部分が発生するのではと考えている。ほかにも、ビジネスアーキテクトとデータサイエンティストの人材類型において、データ活用を前提にしながらビジネスをつくっていくような重なる場合も考えられる。ソフトウェアエンジニアも、簡単なものであれば IT エンジニア以外でも触れる人がどんどん増えてきているので、一概に複合しやすい、しにくいを分類するのは難しいと思われる。

(2) 見直しに向けた研究課題等の洗い出し

・大分類C事務従事者

事務局から、資料1に基づいて日本標準職業分類の大分類C事務従事者についての説明が行われた後に見直しに向けた研究課題等について意見交換が行われた。構成員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- その他一般事務従事者について、厚生労働省の職業分類においては細かく分けられているが、厚生労働省関係の職業が細かく出ていて、それ以外のものは分割されていないといった状況を踏まえると、あくまでも厚生労働省が自分で使いやすいように分類した結果、このような項目になっていると考えて良いのか？

- 正確には把握していないが、厚生労働省編職業分類改定時の議論を確認すると、厚生系の職業に配慮した議論はなかったものと記憶している。多くの一般事務の職をマッチングしやすくするために、医療事務という項目がある方が仕事の類推がしやすいという理由から、設定されたのではないかと。
- 資料1-1で、【総合事務員】と【その他の一般事務従事者】を比べてみると、【その他の一般事務従事者】が約370万人と数が多い。この項目について何かしたいという気持ちを持った。その上で、厚生労働省編職業分類を確認すると、非常に細かく分かれているので、これを参考にすれば良いのではないかと単純に考えることも出来る。しかしよく考えてみると、法務・医療・介護といった事業所の属性と直接的に結びつくようなものが多いので、産業別にクロスするとどこにどれだけの人がいるのか、明らかに出来る可能性がある。そうであれば、最終的には我々研究会での判断の問題ではあるが、分割する必要があるのか疑問が出てくる。一方で、【インターネット応接等事務員】という項目がある。こちらと、日本標準職業分類の【電話応接事務員】はそれほど変わらないのではないかと。ならば移しても良いのではないかと思ったりする。
- 以上を踏まえると、新規立項する選択はあるのだけれども、それに値するかどうかはもう少し考えたいと思う。
- 逆に言うと、厚生労働省編職業分類のような細かい分類は出来ないのではないかと。雇主・求人側でさえ分からない細かいことを個人で判別できないケースは多々あると思う。そうすると、残念ながら私個人としては、これ以上細かく分ける必要性がなくなるという結論になる。
- 非常に違和感のある点があり、一般事務職を考えたときに、人事・広報といった専門性を有するホワイトカラーと、アシスタントというべき質的には違う人たちが混じっている。もう1点、日本標準職業分類よりも職業マッチングをするための職業分類の方に親近感があり、その視点で見ると、広報のように仕事の内容が違う、本来分けるべきところを1つにまとめてしまっていることに違和感がある。実際、国際標準職業分類ではこの2点に関する部分を分けているので、大分類をまたいでの変更を行うべきかともかく、分けること自体は可能ではないかと思う。
- 皆さんと同じく、現状の事務職には、幅広く色々なスキルレベルの職が一緒になっていることに問題意識を持っている。日本版O-NETでは、その職のタスクやスキルを測定しているためがどの程度あるのか、異なるタスク（スキルレベル）の職種が混在していることがわかるが、これらは明確に分けていく方が、国際比較の面から見ても好ましいように思う。加えて昨今のAI等の進展に伴い、事務補助的な仕事は減って

いく一方で、専門的な仕事は増えていくと思われる。こうした観点からも、できる限りタスク（スキルレベル）の異なる職種は分けていくべきだと思う。その上でどのように分けていくのかだが、先ほどの議論であったように広報や法務といった大企業のホワイトカラーは専門的な職種は明確できる限り分けていく。一方で、中小企業における事務補助のような専門分化されていない職種については、【総合事務員】に分類していくという形になってしまうのではないか。

- 【総合事務員】について、平成 21 年（前回改訂）前の時には、総務事務員というものがあり、これとその他一般事務従事者が大きかったので、分割したのだが、結局【総合事務員】を作ってしまったので、そこに集中してしまった。そもそも分類すること自体が難しい塊なのではないかと思う。日本では総合事務職というものがあり、それが人事異動でどこに配属されるという形でやりくりしていて、諸外国のように必ずしも専門職に任せているわけではないということがよく言われている。また職業紹介の時には、ある程度細かい職務内容を書いてマッチングすることが出来るが、一般の統計調査の側面を考えると、どこまで回答者が細かい回答をしてくれるのかという問題があり、正確に格付出来るのかということも考えなければいけないと思う。
- 【その他の一般事務従事者】について、どういった事業所に勤めているのか、どういった産業に従事しているのかをクロス集計してみるとよい。この職業は勤め先の事業所に特化した知識・スキルが求められるものが多いのではないかと想像している。そうすると、例えば医院・薬局あるいは介護事業所の事務職であれば、どんな仕事内容か想像しやすい。この職業の人が産業ごとにどれくらいの人数勤めていることが見えれば、この職業の実態がよりよく分かるのではないか。もし産業に関係が深いのであれば、これを産業で細分化することも考えられるのではないか。そうすれば格付する側に負担もかからないし、回答する側にも負担をかけずに済む。そういった形で代用してはどうだろうか。法務や広報といった分野の人たちを把握するのは難しいかもしれないが、ヒントは見えているのではないかと思うので、産業分類とクロスしてその内訳を確認するといったことを【総合事務員】と【その他の一般事務従事者】でやってもらいたい。私の直感では、【総合事務員】は小規模な事業者に固まっているのではないか。我々のイメージーションを働かせるためにクロスデータを見ることは有益であると思う。

・大分類D販売従事者

事務局から、資料 2 に基づいて日本標準職業分類の大分類D販売従事者についての説明が行われたのち、見直しに向けた研究課題等について意見交換が行われた。構成員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 日本標準職業分類では大分類D「販売従事者」と題して、この大分類のなかに中分類 34「営業職業従事者」が含まれている。販売と営業ではタスクが異なるにもかかわらず、営業が販売に包含されている現状に少し違和感を覚える。厚生労働省編職業分類のように大分類項目名を「販売・営業の職業」と見直すことも一案か。
- 現行の中分類 34「営業職業従事者」は、営業する商材をもとに小分類以下が設けられているが、見直しに際しては、職業分類全体に関する方針、例えば、スキルレベルの導入の有無等により、今後の議論の方向性も変わってくるのではないか。
- 国際標準職業分類において、明示的な分類項目としての「営業職業従事者」は存在するのか？
- 販売と営業の明示的な区別は行われておらず、日本標準職業分類の「営業職業従事者」のように営業活動に特化した分類項目は存在しない。
- 販売と営業の区別として、中分類 34「営業職業従事者」は他人を訪問することが前提となっているが、昨今のテレワーク環境等の発達により、もはや営業活動を行ううえで、外勤は必須要件ではなくなったように感じる。
- 中分類 34「営業職業従事者」では営業する商材により、不動産営業職業従事者などの小分類項目が設けられており、営業職と産業分類をクロスしているような部分が一部で見受けられる。職業分類は、産業分類とは独立に設けられるものであるとするならば、少なからず気になる点ではある。
- 大分類D「販売従事者」を構成する3つの中分類は、店舗での販売や他人を訪問することといった前提をもとに「場所」を指標として整理されたものである。総じて、このような「場所」で分けることの是非、それから仕事の中身・目的の整理が課題であろう。例えば、日本に居ながらインターネットで海外の見込み客に営業を行うケースも存在するわけで、そのような場合に日本にいて顧客を訪問せずに営業したら、それは営業とは言わないのかといったら、やはり違和感があるので「場所」にこだわりすぎるのもいかなものかと思う。

そうすると、今度は事務職との境目の問題へ発展するので、どこに線を引くかというのがこれからよく考える論点として煮詰めていかなければいけないということを感じた。

・大分類Ⅰ 輸送・機械運転従事者

事務局から、資料3に基づいて日本標準職業分類の大分類Ⅰ 輸送・機械運転従事者

についての説明が行われたのち、見直しに向けた研究課題等について意見交換が行われた。構成員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 資料３の４（２）反映されなかった意見に記載された航空機操縦士は専門的な職業に思える。同様に、船舶の運転も高い専門性が必要だが、航空機操縦士も含め、専門性の区分を理屈で表すことは難しい。また、航空管制官が「B 専門的・技術的職業従事者」に分類されていることも航空機操縦士を専門的な職業とする理由に思える一方で、これまでの検討の経緯を踏まえると簡単に結論を出すことはできない。

（３）その他

事務局から、資料４に基づいて職業分類改定研究会の今後の予定について説明が行われた。次回は、令和６年９月９日（月）に開催予定。

以上